

東かがわ市告示第93号

東かがわ市地域おこし協力隊インターン実施要綱を次のように定める。

令和7年6月11日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市地域おこし協力隊インターン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年東かがわ市告示第75号）に規定する東かがわ市地域おこし協力隊への応募につなげるため、「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づく地域おこし協力隊インターン（以下「協力隊インターン」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 協力隊インターン参加者は、東かがわ市地域おこし協力隊設置要綱第3条第1項の要件を満たす者のうちから、地域おこし協力隊インターン隊員（以下「インターン隊員」という。）として、市長が委嘱する。ただし、住民票の異動は要しない。

(委嘱期間)

第3条 インターン隊員の委嘱期間は、委嘱の日から2週以上3月以下とする。

(解嘱)

第4条 市長は、インターン隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、これを解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上又は業務委託契約上の義務に違反したとき。
- (2) 職務を怠ったとき、又は業務委託契約の不履行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、協力隊インターンの活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) インターン隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月 日から施行する。